

第 54 回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 8 日（金）12:57～15:07
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
- （部 会 長） 廣松毅
- （委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一、野呂順一
- （専 門 委 員） 野辺地勉、森まり子
- （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府
- （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課 高田課長、中島調査官ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長、谷川統括統計官ほか
- （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官ほか

4 議 題 経済センサス - 活動調査の変更について

5 概 要

- 最初に、前回部会において、調査実施者に対して再説明が求められた事項について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、内容はおおむね適当とされた。
- 続いて、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「（1）報告を求める事項」の「エ その他の主な調査事項の見直し」について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、変更内容についてはおおむね適当とされた。
- なお、「幼保連携型認定こども園」を選択肢に追加する際の調査票上の位置について指摘があり、次回部会までに検討の上、調査実施者から改めて報告することとされた。
- さらに、審査メモ中の「1 経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の変更」の「（2）報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表方法及び期日」及び「（3）報告を求めるために用いる方法」の「ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）」「イ オンライン調査の範囲の拡大」について、調査実施者からの説明の後、審議が行われ、変更内容についてはおおむね適当とされた。

委員及び専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会において、再説明が求められた事項

- ・ 分類表の記載については、記入者が分かりやすいようにより工夫していただきたい。
- ← より分かりやすくなるよう工夫して参りたい。

（2）その他の主な調査事項の見直し

- ・ 従産業として行われた商業活動に係るマージン率については、産業ごとにかなり異なる

るので区別するべきとも考えられる一方、従産業においては商業マージン額が小さく、安定性を欠くとも考えられる。商業活動のうち、主産業として行われたものが大宗を占めるのであれば、商業マージン額の安定的な推計の観点から、主産業のマージン率のみを用いる現行の方法は妥当と考える。

← 国民経済計算では、経済センサスー活動調査の製造業分以外の情報は産業連関表を経由して反映されるものであり、平成 24 年調査の当該商品売上原価のデータは用いておらず、これは 28 年調査についても変わらないと考えている。したがって、産業連関表で商業マージン率が適切に推計されれば、推計上、問題ないと考えている。

- ・ 「学校等種類別収入内訳」において、幼保連携型認定こども園の選択肢が最後の 13 番目になっているが、幼稚園と小学校の間に置いた方が報告者にとっては回答しやすいのではないか。

← 日本標準産業分類では、「学校教育」の分類の中で、幼保連携型認定こども園が最後に置かれているため、その順番に合わせている。

- ・ 記入者の立場で考えると、原案のような配置の場合、幼保連携型認定こども園に該当する場合でも一番上にある「幼稚園」を選択してしまうことも考えられる。
- ・ 他の統計調査の状況を確認の上、次回部会で報告してほしい。

(3) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日

- ・ 収入項目について、基本的には暦年（1～12 月）の金額を記入することとしつつ、これが分からない場合に限り、決算年度での記入も可とするとのことだが、実際には、決算年度での記入は、どのくらいあるのか。

← 個人経営の場合は確定申告のため暦年で把握しており、法人の場合も四半期決算を行っているところが多く、暦年で対応していただいていると認識している。

- ・ 決算時期が分散しているのは事実であるが、それでも、公開会社の場合、7 割が 3 月決算である。四半期ごとに決算をしている企業の場合、暦年に換算して回答しているかどうかは協力の度合いによるのではないか。
- ・ 中小企業においても、感覚として 3 月決算が多いので、6 月調査にすれば、最新のデータについての回答を得ることができ、妥当と考える。
- ・ 平成 28 年 6 月の実施だと、平成 27 年国勢調査の審査事務が平成 27 年度末まで続く可能性があるため、区市町村は工夫が必要だが、前回調査の 2 月と比較すれば、適切な時期と考える。
- ・ 参議院選挙の関係もあるので、6 月実施が妥当と考える。

(4) 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）

- ・ 管理会社等に調査員業務を委託することで、報告者は、当該管理会社に事業所の内部情報を知られてしまうことになる。このことに対して、報告者に抵抗感を持たれるのではないか。

← 封入による回収又はオンラインによる回答により、情報保護に配慮することができるものとする。

- ・ 「管理会社等」とあるが、管理する会社以外が調査員業務の受託を希望した場合も可能ということか。事業所の内情を知ることができ、委託料も得られるということで、受託したいという企業が出てくるのではないか。
 - ← 管理会社等への調査員業務の委託は、今回初めて行う取組であることから、実際の運用上、管理会社以外の第三者にまで範囲を広げることは想定していない。都道府県や市区町村が管理会社等へ依頼を行う際には、その点に留意する。
 - ← 調査員業務を受託した会社が、調査で知り得た情報を漏らしたときには、統計法の罰則規定の対象になることから、統計法による規制もかかっている。
- ・ 将来的には、関連業界や地元の商工会などに調査員業務の委託先を広げていただきたい。
 - ← 今回が初めて導入する方法なので、堅実なところから実績を積み重ね、その状況を踏まえて、今後検討して参りたい。
- ・ 今回、初めての取組みということなので、慎重に対応してもらいたい。

(5) オンライン調査の範囲の拡大

- ・ オンラインで回答する場合、電子調査票の保存や印刷はできるのか。
 - ← 可能である。
- ・ マイナンバーと対応しているのか。また、今後対応する予定はあるか。
 - ← 今回調査では、マイナンバーには対応していない。
 - ← 法人のマイナンバーは公表されるものの、本調査の実施時期と周知の時期が重なっており、報告者において、その番号を記入していただけるかどうかも含めて対応が難しいところがある。次々回調査で検討していくことになるのではないか。
- ・ 「オンライン利用ガイド」をより分かりやすく工夫することのだが、前回調査で利用したガイドについて、どのような点が問題と認識しているのか。また、別の方策として、ビデオ等映像で回答方法を解説することも検討してはどうか。
 - ← 字が多く見づらいこと、説明が不足している点があることが改善点と認識している。また、御指摘の点は、ホームページ上に動画を掲載することを検討している。

6 その他

今回は、平成27年5月21日（木）10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。